

札幌企第 268 号
令和 2 年(2020 年) 5 月 7 日

札幌市商店街振興組合連合会
理事長 島口 義弘 様

札幌市長 秋元 克広

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長について
(周知のお願い)

日頃から札幌市政に対し、特段のご理解及びご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 4 日、政府において、令和 2 年 5 月 6 日で期限を迎える「緊急事態宣言」の 5 月 31 日までの延長が決定されました。

これを受け、北海道は、これまでの「緊急事態措置」を 5 月 31 日までに延長することを基本としつつ、まず 5 月 15 日までは、従来同様の措置を講ずることといたしました。

札幌市としましても、北海道における緊急事態措置が延長され、引き続き、感染拡大の防止の取組に努めることが不可欠な状態となっております。

また、休業等の要請にご協力いただき、感染拡大防止対策に取り組む事業者の方々をご支援させていただく「休業協力・感染リスク低減支援金」については、北海道・札幌市とも、再延長の如何に関わらず、5 月 15 日まで継続して休業等にご協力いただくことで、今後、支援金を支給することとし、今月下旬から支給を開始する予定です。

つきましては、貴団体に加盟する企業等に対し、別紙のとおり周知いただきますようお願い申し上げます。

1 北海道送付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等について」(令和 2 年 5 月 4 日付け中企第 246 号北海道通知文)
- (2) 「道民の皆様へ＜外出自粛、休止・休業の引き続きのお願い＞」

2 札幌市送付資料

- (1) 「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための休業等の要請期間の延長等のお知らせ及び配慮について」(令和 2 年 5 月 7 日付け札幌企第 270 号札幌市通知文)
- (2) 「事業者における感染を防止するための取組事例」
- (3) 「札幌市休業協力・感染リスク低減支援金 募集要項」

【本通知文に関する問い合わせ先】

札幌市経済観光局産業振興部経済企画課 高田、片岡
Tel.011-211-2352